

●保育料の激変緩和措置について

札幌市では、今年4月から始まった国の子ども・子育て支援新制度に関する経過措置を8月まで適用としてきたところです。

このたび、保育料の実態調査の結果を踏まえ、3人以上の子どもがいる多子世帯について、年少扶養控除・特定扶養控除をみなし適用する激変緩和措置を取ることにしましたので、その内容をお知らせします。

なお、今回の措置は幼稚園についても対象といたします。

1 激変緩和措置について

(1) 対象世帯（以下の①および②の条件に当てはまる世帯）

① 平成27年9月1日付で園（認可保育所・認定こども園・地域型事業所・新制度幼稚園）に在籍している児童がいる世帯。（ただし平成27年8月31日以前に入園している場合に限る）

※ 現行制度の幼稚園（就園奨励費補助金を支給している幼稚園）は平成27年度に在籍している児童がいる世帯。

② 19歳未満の世帯員が3人以上いる世帯。（平成27年1月1日現在の世帯状況）

(2) 適用期間

① 保育所・認定こども園・地域型事業所・新制度幼稚園

ア 平成27年3月からの在園児：平成27年9月～平成29年8月

イ 平成27年4月以降の新入園児：入園月（平成27年8月以前）～平成29年8月

※ 平成27年4月以降の新入園児については、入園時から、年少扶養控除のみなし適用がされていなかったため、今回の措置においては、入園月からの適用となる。

② 現行制度の幼稚園

ア （在園児、新入園児ともに）平成27年4月から平成29年3月まで

※ 札幌市の就園奨励費補助金は年度単位で支給するため、平成28年度末で終了。

(3) 措置概要

19歳未満の世帯員のうち、3人目以降の年少扶養控除（対象：16歳未満）および特定扶養控除（対象：16歳～18歳）をみなし適用し、階層の再判定を行う。

再判定の結果、階層が下がり保育料が減額となる場合、原則として新保育料に変更するとともに旧保育料との差額を還付する方法で行う。

現行制度の幼稚園については、再判定の結果、就園奨励費補助金の上限額が増額となる場合、その補助上限額に基づき補助を実施する。

※ 新制度では夫・妻・子2人という世帯を想定し階層区分を設定しているため、今回の措置では3人目以降について年少扶養控除・特定扶養控除をみなし適用する。

問い合わせ先

子ども未来局子育て支援部施設運営課

田中・佐藤

電話：211-2987